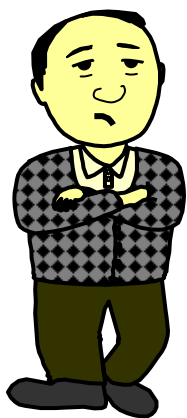


【水道の子メーターをご使用の **家主 MS管理組合 貸ビルオーナー** の皆様へ】



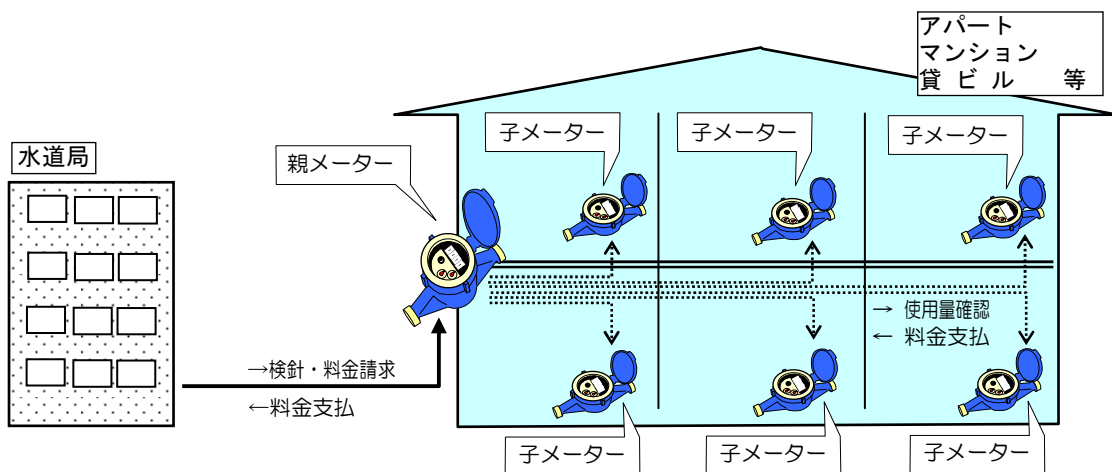
お使いの水道メーターは有効期限内ですか？

子メーターとは？

◆子メーターとは、アパート・マンション・貸ビル等の集合施設において、家主・マンション管理組合・ビルオーナー等の皆様が一括して水道局に支払った水道料金を、入居者やテナントの方の使用量に応じて精算するために設置されたメーターのことをいいます。

★水道メーターの有効期間は8年。
★8年毎の更新・取替が必要です。

※親メーターとは、水道局が集合施設の水道使用量を検針するために設置したメーターのことをいいます。



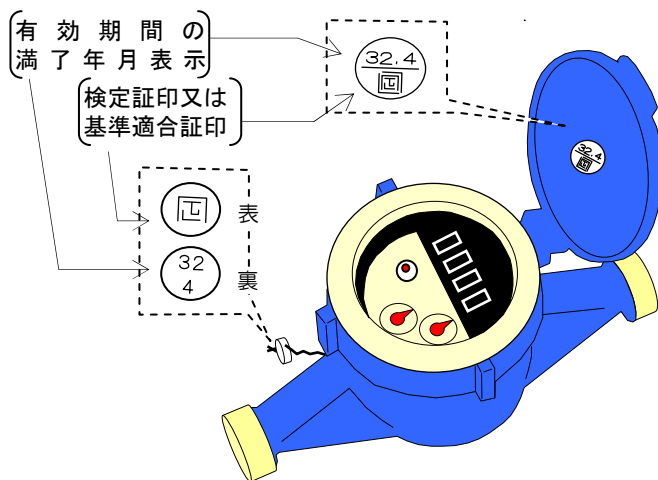
子メーターは検定が必要？ (様式関係)

◆使用量に応じた料金精算に使用するメーターは検定に合格し(注1)、有効期限内(注2)でなければなりません。

注1：計量法で「計量器は検定に合格し、かつ、有効期間内のものでなければ取引又は証明に用いることができない」と定められています。(計量法第16条)

注2：計量法で水道メーターの有効期間は検定に合格してから8年と定められています。

(計量法第72条・計量法施行令第18条)



※検定証印又は基準適合証印と有効期間満了年月の表示はシールの場合(上)と封印の場合(左)があります。

お問い合わせ先
北海道計量検定所 業務グループ(検査)
TEL 011-572-1788 FAX 011-572-6215